

「割り当て済み IPv4 アドレスの返却申請について(IP アドレス管理指定事業者用)」新旧対照表

現在の文書	改定後の文書
<p>冒頭の組織名</p> <p>社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター</p>	<p>冒頭の組織名</p> <p><u>一般</u>社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター</p>
<p>4.割り当て済み IP アドレスの返却申請を行う資格</p> <p>IP 指定事業者が割り当てたアドレスの返却を行う際は、そのアドレスブロックの割り振りを受けた IP 指定事業者が行ってください。IP 指定事業者は、<u>あらかじめ通知された Web 申請システムの URL より申請を行ってください。</u></p> <p><u>JPNIC では、その手続きを行う IP 指定事業者に貸与された資源管理カードを用いて発行した資源申請者証明書を利用して、Web 申請システムにログインのうえ、提出された申請のみを受け付けます。</u></p>	<p>4.割り当て済み IP アドレスの返却申請を行う資格</p> <p>IP 指定事業者が割り当てたアドレスの返却を行う際は、そのアドレスブロックの割り振りを受けた IP 指定事業者が行ってください。IP 指定事業者は、<u>Web 申請システムにログインして</u>申請を行ってください。</p> <p><u>申請は、別途 JPNIC が定める認証方法を利用して申請組織の資源管理者が指定した資源申請者が行ってください。</u></p>